

平成28年8月31日
国土交通省道路局

「ダブル連結トラック実験に係る特殊車両通行許可基準の特例」 に関するパブリックコメントについて

我が国の国内輸送の約9割をトラック輸送が支えています。深刻なドライバー不足が進行しています。

国土交通省では、トラック輸送の省人化を促進し、生産性向上を図るため、1台で通常の大形トラック2台分の輸送が可能な「ダブル連結トラック」の実験を、今年度より、新東名を中心とするフィールドで実施する予定です。

本実験により、将来の自動運転・隊列走行も見据えつつ、省人化の効果、安全性等を検証した上で、平成30年度以降の本格導入を目指します。

本実験に際して、特殊車両通行許可の基準について、安全性を十分確保しつつ、車両長を25mまで緩和(現行21m)する特例を設ける必要があるため、本特例について国民の皆様からご意見を募集します。

① ご意見はこちら : <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

② 意見募集期間 : 平成28年8月31日～9月29日まで(※必着)

③ 今後のスケジュール : 平成28年10月からの適用を予定

<お問い合わせ先>

【通行許可基準の特例について】

国土交通省 道路局 道路交通管理課 車両通行対策室 中川、中野

TEL:03-5253-8111(内線 37432、37436)直通 03-5253-8483 FAX:03-5253-1617

【実験について】

国土交通省 道路局 企画課 道路経済調査室 加納

TEL:(03)5253-8111(内線37-622) 直通 03-5253-8487

国土交通省 道路局 高速道路課 有料道路調整室 門間

TEL:(03)5253-8111(内線38-382) 直通 03-5253-8491

「ダブル連結トラック実験に係る特殊車両通行許可の特例」 に関する意見募集について

1. 意見募集対象

ダブル連結トラック実験に係る特殊車両通行許可の特例について（別紙の事項）

2. 意見送付要領

住所、氏名、職業（会社名又は所属団体名）、電話番号を明記の上、次のいずれかの方法で送付して下さい。

（1）ファクシミリの場合

ファクシミリ番号：03-5253-1617（道路局道路交通管理課）
ファクシミリでのご意見の送付の場合は別添をご参照ください。

（2）郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
道路局道路交通管理課車両通行対策室 パブリックコメント担当 あて
郵送でのご意見の送付の場合は別添をご参照ください。

（3）電子メールの場合

電子メールアドレス：道路局道路交通管理課車両通行対策室
(hqt-tokusya-pab@ml.mlit.go.jp)

電子メールでの御意見の送付の場合はテキスト形式として下さい。

※件名には「ダブル連結トラック実験に係る特殊車両通行許可の特例について」と明記して下さい

3. 意見募集期限

平成28年8月31日から平成28年9月29日まで（※必着）

4. 注意事項

頂いた御意見の内容については、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き公開される可能性があります。（匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）また、電話によるご意見への対応、ご意見に対する個別の対応はいたしかねますので、予めその旨ご了承ください。

意見提出様式例

氏名	(フリガナ)
住所	
所属	(団体名) (部署名)
電話番号	
電子メールアドレス	
ご意見	(ご意見)
	(理由)

ダブル連結トラック実験に係る特殊車両通行許可の特例について

1. 実験の背景

我が国の国内輸送の約9割をトラック輸送が支えています。深刻なドライバー不足が進行しています。

国土交通省では、トラック輸送の省人化を促進し、生産性向上を図るため、1台で通常の大型トラック2台分の輸送が可能な「ダブル連結トラック」の実験を、今年度より、新東名を中心とするフィールドで実施する予定です。

本実験により、将来の自動運転・隊列走行も見据えつつ、省人化の効果、安全性等を検証した上で、平成30年度以降の本格導入を目指します。

本実験に際して、特殊車両通行許可の基準について、安全性を十分確保しつつ、車両長を25mまで緩和(現行21m)する特例を設ける必要があります。

2. 通行許可の特例の概要

道路構造の保全又は交通の危険防止のため、一定の要件(※)を満たす場合に加え、道路管理者等で構成する実験協議会による調査に協力し、実験が確実かつ安全に実施されると判断する場合に、フルトレーラ連結車の長さの基準緩和(長さ25メートルを上限とする。)を行います。

- ※ 21メートルを超えるフルトレーラ連結車については、アンチロックブレーキシステムや車両安定性制御システム、車線逸脱警報装置などの交通の危険防止が図られる装備を装着している車両が対象となります。また、危険物貨物や動物などを積載することは、禁止されます。
- ※ 安全を確保するため、運転者には、大型自動車免許及び牽引免許を5年以上保有していることなどの要件があります。

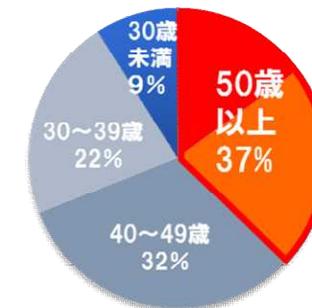
3. 今後のスケジュール(予定)

平成28年10月からの適用を予定

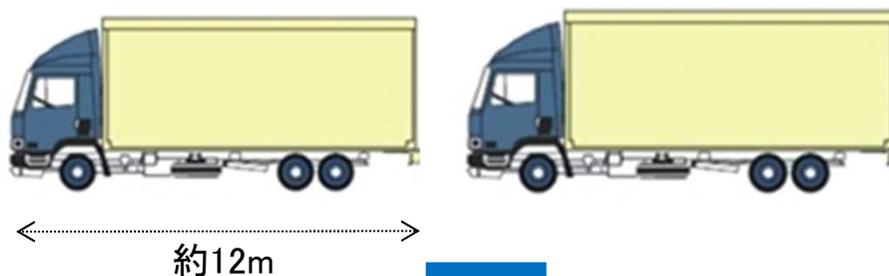
現状：トラック輸送は、深刻なドライバー不足が進行（約4割が50歳以上）



民間からの提案や将来の自動運転・隊列走行も見据え、特車許可基準を緩和し、1台で通常の大型トラック2台分の輸送が可能な「ダブル連結トラック」の導入を図り、トラック輸送の省人化を促進



現在 通常の大型トラック（10tトラック）



今後 ダブル連結トラック：1台で2台分の輸送が可能



ドイツアウトバーンでの実験車両
（2012.1～実験中、135台が運行）

今年度より、トラック輸送の主要幹線である「新東名」で実験開始予定

	実施内容
H28年度	<p>8/31 特車通行許可基準の特例に関するパブリックコメント</p> <p>10月予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特車通行許可基準の特例通達が発出 ・ 実験参加者の公募(以降、随時参加申請が可能)
	<p>11月予定 実験の開始</p> <p>↓</p> <p>効果検証</p> <p>実験開始後の事業者からのニーズを踏まえた内容拡充 等</p> <p>(中間とりまとめ)</p>
H29年度	<p>(年度末目途) 実験とりまとめ、本格導入に向けた条件等の検討</p>

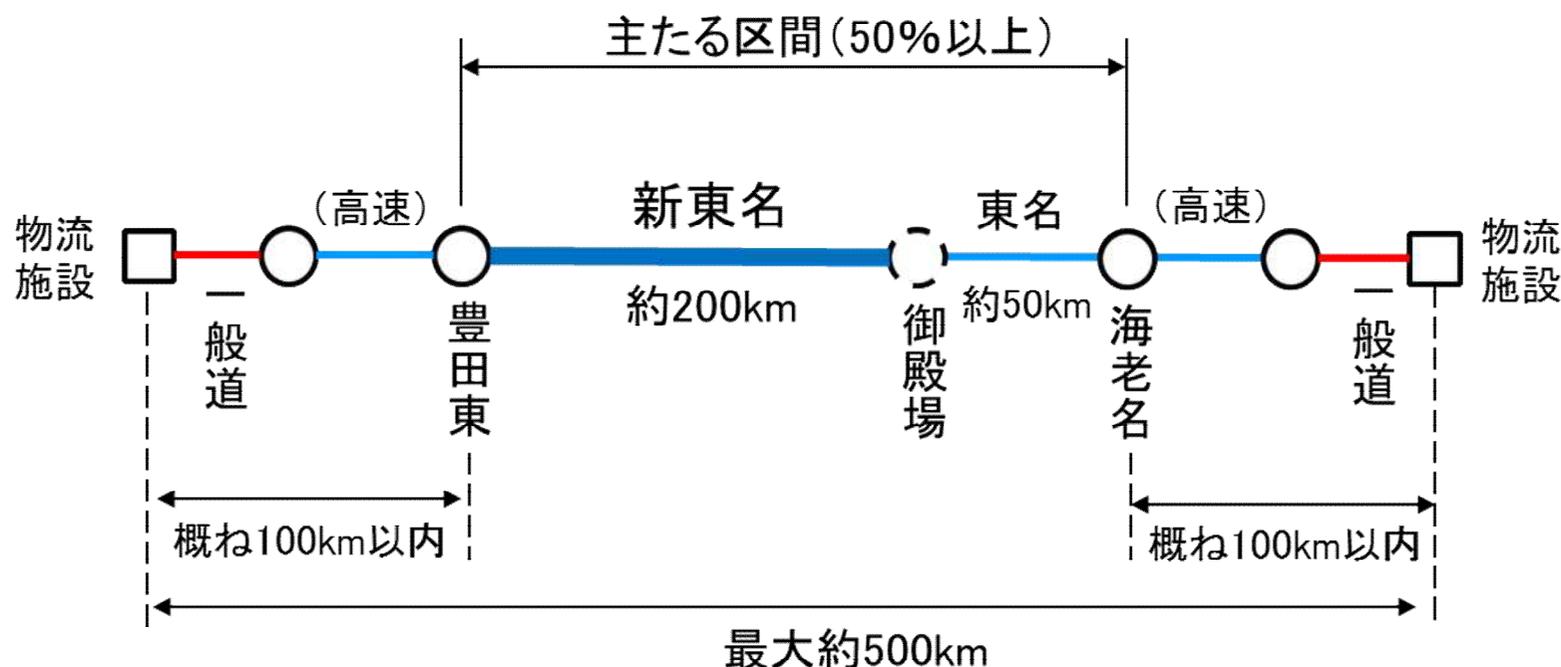
- 物流の主要幹線であり、かつ道路線形も良い「新東名」を主たる区間とする輸送ルートで実験を行う。

① 輸送ルートのうち50%以上について新東名を通行

- ※ 新東名は、未整備の海老名～御殿場間を含む約250km区間とする
- ※ 海老名、豊田東から先は、概ね100km以内(都市高速道路は対象外)
- ※ 一般道分を含め最大で500km程度の走行が対象となる

② 一般道を通行する場合は、物流施設から直近のIC利用を原則

- ※ 一般道での誘導車の有無は個別に審査した上で判断



※ 詳細については、今後開催されるダブル連結トラック実験協議会で決定予定

車両安全技術の要件(案)

- 安全を確保するため、ドイツの実験での技術要件をベースとして、日本で義務化が予定されている装置の前倒しを含めて、以下を装着することを実験参加の要件とする。

- ① アンチロックブレーキシステム
- ② 衝突被害軽減ブレーキまたは自動車間距離制御装置
- ③ 車両安定性制御システム
- ④ 車線逸脱警報装置
- ⑤ 被牽引車後端のカメラシステム、及びそれに付随した運転手の視野内にある後部視界のためのモニター
- ⑥ デジタルタコグラフ
- ⑦ 車載型自動軸重計測装置(OBW)
- ⑧ 牽引車の駆動軸以外のエアサスペンション
- ⑨ ディスクブレーキ又はドラムブレーキ
- ⑩ リターダ(補助ブレーキ)
- ⑪ デフロックまたはトラクションコントロールシステム(空転防止装置)
(但し、ダンデム軸又はトリプル軸の場合は不要)
- ⑫ 間接視界に関する装置(バックミラー等)
- ⑬ 被牽引車のバックライト
- ⑭ 反射材を用いた車体輪郭のマーキング
- ⑮ 反射材を用いた「長大トラック」のプレート
- ⑯ ETC2.0

※ 詳細については、今後開催されるダブル連結トラック実験協議会で決定予定

その他の要件(案)

(1) 積荷の要件

以下の貨物の積載は、禁止することとする。

- ・ 危険物貨物
- ・ 大規模タンクでの大量の液体
- ・ 動物
- ・ 貨物を積載した状態で、車両の寸法を超える貨物

(2) 運転者の要件

① 免許

大型自動車免許及び牽引免許(5年以上)を保有していること

② 業務経験

運輸業において、5年以上の従事経験があること

③ 安全教育

事前に2時間以上の訓練を受講していること

(特にカーブ、バックの講習が必要)

(3) 通行の要件

車両は、道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯(登坂車線が設けられている区間にあつては、登坂車線)を通行することとし、原則として追い越しは禁止する。